

愛知県社会福祉大会における愛知県社会福祉協議会会長表彰要領（抜粋）

1 趣 旨

この表彰は、多年にわたり社会福祉の推進に尽力し、その功績が顕著な者を表彰し、その功労に報いるとともに、今後の社会福祉事業の進展に寄与しようとするものである。

2 表彰区分

表彰状及び感謝状とする。

3 表彰の対象・基準

本会会長が表彰するものは、社会福祉の推進についての功績が顕著であり、次に定める条件に該当するものとする。ただし、市町村社会福祉協議会会長から内申があったものに限る。

(1) 社会福祉施設（社会福祉法第2条該当）・社会福祉団体役職員の表彰基準

県内において、社会福祉施設・社会福祉団体の役職員等の現職にあり、その在職期間が15年以上であるもの。

(2) その他、社会福祉事業の進展に寄与した者の表彰基準

次に定める条件に該当するものとする。

ア 社会福祉の推進について著しく尽力し、その功績が顕著であること。

イ ボランティアグループ及び個人ボランティアは、10年以上活動を行っており、現在活動中であること。

(3) 除外条件

上記の(1)、(2)に規定する対象のうち、過去に、次のいずれかに該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。

ア 社会福祉関係で、叙勲、藍綬褒章又は黄綬褒章を受けた者

イ 社会福祉関係功労者として厚生（労働）大臣表彰又は同特別表彰を受けた者

ウ 社会福祉事業功労者として全国社会福祉協議会会長表彰（永年勤続表彰を除く）を受けた者

エ 社会福祉功労者として県知事表彰を受けた者

オ 社会福祉功労者として本会会長の表彰を受けた者

4 感謝の対象・基準

本会会長が感謝の意を表するものは、次に定めるものを対象とする。

(1) 社会福祉施設（社会福祉法第2条該当）・社会福祉団体役職員の感謝基準

県内において、社会福祉施設・社会福祉団体の役職員等の現職にあり、その在職期間が10年以上で、市町村社会福祉協議会会長が推薦したもの。

(2) その他、社会福祉事業の進展に寄与した者の感謝基準

次に定める条件に該当するものとする。

ア 地域社会及び個人の福祉に多大な貢献があり、市町村社会福祉協議会会長が推薦した団体及び個人。

イ ボランティアグループ及び個人ボランティアは、4年以上活動を行っており、現在活動中であり、市町村社会福祉協議会会長が推薦したもの。

(3) 除外条件

上記の(1)、(2)に規定する対象者のうち、過去に、次のいずれかに該当するものは、感謝の対象から除外するものとする。

ア この種の県知事感謝を受けた者

イ この種の本会会長感謝を受けた者

5 在職期間の算定方法

被表彰及び感謝候補者の在職期間年数の算定は、次のとおりとする。

- (1) 在職期間年数の算定期間は、原則として当該年度の愛知県社会福祉大会の開催日で算定する。
- (2) 在職期間が中断されている場合は、その在職期間を通算するものとする。ただし、3の(2)及び4の(2)については、適用しないものとする。
- (3) 非常勤の職員の場合は、次の算定方式によるものとする。
勤続年数×(非常勤職員の1週間の勤務時間数/常勤職員の1週間の勤務時間数)
- (4) 産休期間については在職期間に含め、育児休業期間については在職期間から除外するものとする。

6 表彰の時期

この要綱による表彰及び感謝は、毎年開催する愛知県社会福祉大会において行う。

7 内申書及び推薦書の様式

(1) 表 彰

ア 社会福祉施設・社会福祉団体役職員（その他施設・団体役職員）

様式3-2

イ その他、社会福祉事業の進展に寄与した者 様式5

(2) 感 謝

ア 社会福祉施設・社会福祉団体役職員 様式7

イ その他、社会福祉事業の進展に寄与した者 様式12

8 選 考

本会審査会において、表彰又は感謝該当者の選考を行う。ただし、本会会長が特に必要と認める場合は、直接選考することがある。